

令和 2 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

# 提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 8 号 ~ 報 告 第 9 号 ( 降 壇 )
- 2 議 案 第 49号 ~ 議 案 第 60号
- 3 諮 問 第 2 号 ~ 諮 問 第 3 号 ( 降 壇 )

令 和 2 年 8 月 31日 提 出

伊 佐 市 長



令和2年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第8号及び報告第9号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解並びに当該損害賠償に係る歳入歳出予算の補正に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号につきましては、伊佐市大口上町21番地付近において、市会計年度任用職員が市道除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機の刃が縁石に接触し、飛散した刃が駐車していた相手方が所有する車両の窓ガラスを破損したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に12万7,798円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第9号につきましては、報告第8号に係る損害賠償に要する経費について追加の措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、諸収入をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億6,802万8千円とするものであります。

以上で報告 2 件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第49号から議案第60号まで並びに諮問第2号及び諮問第3号について説明申し上げます。

まず、議案第49号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年7月豪雨災害関連経費、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、市議会議員の研修旅費について減額の措置を講じております。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立てに要する経費及び行政ICT化に要する経費について新たに措置し、デジタル手続法及び戸籍法の一部改正に伴う住民基本台帳システムの改修に要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への法定外繰出金について追加の措置を講じ、子ども子育て支援事業の国庫補助金精算返納金について新たに措置しております。

衛生費につきましては、未熟児療養医療費給付事業及び産後ケア事業の国庫補助金精算返納金について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、令和2年7月豪雨により被災した農業用ハウスの再建への支援に要する経費について新たに措置し、災害により水路等に流入した土砂の除去など、自治会等が主体となって行う維持補修への支援に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る県からの休業又は営業時間の短縮要請に協力した事業者に対する市独自の支援に要する経費並びに十曾青少年旅行村及び楠本川溪流自然公園の新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費並びに新たな商品開発やパッケージ等の作成に要する経費について新たに措置しております。

土木費につきましては、都市下水路整備に伴う用地取得に要する経費について新たに措置し、消防費につきましては、消火栓設置に伴う水道事業会計への負担金について新たに措置しております。

教育費につきましては、小学校5、6年生の学級及び中学校への電子黒板及び指導者用端末の整備に要する経費並びに故人からの寄附金を財源とした各小学校の図書備品購入に要する経費について新たに措置しております。

災害復旧費につきましては、農林施設災害及び土木災害の復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、

諸収入及び市債をもって充当し、繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億67万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億6,870万円とするものであります。

このほか、地方債において、災害復旧事業ほか3事業について限度額を変更する措置を講じております。

次に、議案第50号「令和2年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、県への精算返納金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,660万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,385万9千円とするものであります。

次に、議案第51号「令和2年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県への精算返納金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,917万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ33億2,602万9千円とするものであります。

次に、議案第52号「令和2年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,251万3千円とするものであります。

次に、議案第53号「令和2年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,620万3千円とするものであります。

次に、議案第54号「令和2年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において所要の措置を講じ、収益的支出の総額を3億3,854万8千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において工事負担金について新たに措置し、資本的収入の総額を5,050万円とし、支出において建設改良費について追加の措置を講じ、資本的支出の総額を3億451万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,401万1千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第55号「伊佐市まごし温泉の設置及び管理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、現在建設中で令和3年度に供用開始を予定しているまごし温泉の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第56号「伊佐市議会議員又は伊佐市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行等に伴い、市議会議員選挙における候補者が使用する選挙運動用ビラ作成の公費負担などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号「伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、公の施設使用料等の見直し等に  
伴い、交流室の使用料の見直し及び冷暖房設備使用料を  
新たに設けることなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号「伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置  
及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定に  
ついて説明申し上げます。

本件につきましては、公の施設使用料等の見直し等に  
伴い、コース会員の年間使用料を5年間で段階的に見直  
すことなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号「伊佐市公の施設に係る使用料等の  
減免に関する条例の一部を改正する条例」の制定につい  
て説明申し上げます。

本件につきましては、使用料等の減免に係る統一基準  
の対象となる施設として、新たにひしかり交流館、菱刈  
パークゴルフ場及びまごし温泉を加えるため、所要の改  
正を行うものであります。

次に、議案第60号「令和元年度伊佐市水道事業会計未  
処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年度の未処分利益剰余金  
1億1,308万3,325円のうち、6,000万円を減債積立金に積  
み立て、5,000万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り  
越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定  
により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります内山和行氏と一ノ宮有爲子氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、内山氏については引き続き候補者として推薦するため、また、町田まり子氏については新たな候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

内山氏は、平成30年から人権擁護委員を務めておられます。また、町田氏は、昭和55年に菱刈町職員として奉職以来約35年間行政に携わられております。両氏ともに人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方々ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案12件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———